第8回 逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会-議事録-

日	時	令和5年9月5日(火) 午前9時30分~	~
場	所	県庁別館2階 第3会議室B	
出席	ま 者	経営管理部総務局参事	内藤 信一 情水 大全 片山 広文 望月 満 大川井 敏文 杉本 敏彦 福田 吉宏
議	事	・各法令に係る県の行政対応の検証に当たっての論点に関する意見交換②(6法令)	

1 開 会(午前9時30分開始)

- 2 議事項目(これより内藤総務局長が議事進行を務めた。)
 - ・各法令に係る県の行政対応の検証に当たっての論点に関する意見交換②(6法令)

3 議事の内容

○内藤総務局長

ただいまから第8回逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会を開催します。 早速議事に入りたいと思いますけども、まず次第の1でございます。

検証対象の法令に係る県の行政対応の検証に当たっての論点についての意見交換でありますけども、前回一度やっていただいて、それに対して色々な御意見とか、あるいは担当課の皆さん方で自ら修正をかけたということもあると思いますけど、そこについて今日は、改めて意見交換をやっていきたいと思います。

資料の1ページをお開きください。最初に、検証にあたっての論点の全般ということで、 少し抜き出したのは、森林法、都市計画法、廃棄物処理法に係る行政対応に当たって、 関係機関との連携を適切に行われていたのかというところも全般ということで、抜き出し たということでございます。

○清水総務局参事

そうですね。元々、個別のところに入っていたのですけど、これは全てに関わるという ことでですね、全般ということで。

あとは個別の法律等に入ってきまして、砂防法のところ、いくつかラインが引いている ところ、これが変わった部分になります。こちらは杉本参事(砂防課長)の部分でしょうか。 御説明をお願いします。

○杉本砂防課長

まず、砂防法の1ポツ目のところの括弧書きのところが、まずは6河川という形での表記だったので、河川という表記をまず渓流にしたということと、このタイミングで砂防指定地がされたのが7渓流でしたので、その数字を直しました。それが1ポツ目です。

次に再発防止の観点の三つ目のポツの括弧書きのところですけれども、ここについては今回皆さんといろいろ議論している中で、基準の策定というところについて、やはり他県がどのような形でこの砂防指定地を指定してるのかというところをやはり調査した上で、今の県の状況がどうなのか、再発防止の上でどういうようなことをまた追加していくのがいいのかというところを考えるために、この他県の状況調査というのを追記させていただきました。元々は有識者等の知見を活用と書いてあるのですが、そこではなくて他県の状況等を調査という形にしております。

土砂法については、2ポツ目の括弧書きのところに、「危険性の周知に関する県と市の役割」というところを新たに追加させていただきました。これはやはり危険性の周知、住民への周知っていうのは基本的には市町が行う役割になりますので、やはり県単独ではなかなかできないというところもあるので、その辺の役割分担をある程度、ある意味明確というか、それぞれの立場をちゃんとわきまえたといいますか、考えた中での対応をしていくということも考慮してこの部分を加えております。再発防止策のところについても、今の部分と関係してくるんですけど、2ポツ目のところですね、住民の早期避難意識の向上・醸成に関わる市町との連携強化ということで、この部分を少し追記させていただいております。

そして、3ポツ目のところが、元々盛土情報の公表というところでしたが、前回の打ち合わせのときにも話しましたが、ここは公表ではなく周知ということで修正させてさせてもらいたいと考えました。以上でございます。

○内藤総務局長

はい、ありがとうございました。今の御説明に対して御質問等ありますでしょうか。

○望月盛土対策課長

土砂法は、危険性の周知は市町の役割であるというのは仰るとおりです。ただ実際に 市町としてやっているかどうか、当然やっていないところも多くて、それに対して県として 支援というか、指導とか、あと危機管理部局とかの連携とか、そういうこともある程度入 れておいた方が良いのではないかと思いますね。

○杉本砂防課長

そうですね。そのようなところがやはり論点でもあるし、再発防止策の中で、新たにこ ういうものを、というところが盛り込めたらいいなと思います。

○内藤総務局長

そうですね。再発防止の観点の方に、そういったところも少し記載するということですね。

○杉本砂防課長

はい。今までもやってなかったわけではないのですが、こういうことを踏まえて、今後 さらにこういうふうな形でやってく、というような形で、再発防止策を提示できればいい かなと思っています。

○内藤総務局長

はい、ありがとうございます。その他ありますでしょうか。

それでは、ひとまずここはよしとします。

森林法ですが、これは結構アンダーラインがありますけど、大川井課長の方からお願いします。

○大川井森林保全課長

森林法のまず四角の枠の中の論点のところについては、ポツのついた項目については変えていないんですけれども、括弧書きのところを少し整理させていただきました。

まず一つ目の無許可開発への対応とその後の林地開発許可申請の対応が適切であったかの括弧のところなんですが、元のところは、初動対応が適切であったかとか、復旧工事の内容が適切であったかとか、復旧後の同一業者からの林地開発許可申請に対する一連の対応が適切であったかとか、結構細かく書いてあったんですけども、まとめると三つぐらいかなということで、一つ目が、復旧工事として原形復旧せずに植栽等の緑化とした対応が適切であったか、二つ目に、復旧工事完了後、同一業者から林地開発許可申請を受け付けたのは適切であったか、三つ目に、許可申請の審査が適切に行われたか、という形で、三つにまとめさせていただきました。

その次の二つ目のポツの防災工事の完了検査の実施に関するうんぬんというところですが、ここも括弧の中をまとめ、二つにさせていただいています。一つ目が、経営状況が不安定な事業者への指導の頻度や内容は適切であったか。防災工事の完了を確認していない現場に対する対応が適切であったか、の2項目にまとめさせていただきました。

それから、3ポツ目、ここ「平成 23 年の」と書いてありましたが、西暦に直させていただいて、2012 年3月の指導文書が返礼されて以降の事業者への対応は適切であったかということにさせていただいて、ここも、三つの項目にまとめさせていただいてまして、

が地位承継で 関係者の押印を得ており、事業者の所在は確認できたのではないか。二つ目が、指導文書が事業者に到達しない場合、替わる手段はなかったか。

それから三つ目が、定期的な現地確認や、担当者間の事案の引き継ぎは適切であったか、の3項目とさせていただきました。

それから、4ポツ目のD工区への土砂搬入を容認したことは妥当であったか、これはそのままになっています。その次は、元々こはからへの事業承継を容認したことは適切であったかという項目だったのですが、それを少し修正させていただいて、からに事業を承継した際に、当該林地開発の中止命令を対して行う必要がなかったかとさせていただきました。それから、その一番下のポツのところは、全体の連携の話で、前に持ってきていただいてますので、ここはなくしたということです。それから、再発防止の観点のところですが、その上に書かれている四角の論点からすると、やはり経営状況が悪化し、事業の経営が困難になった開発者に対する指導の方法について、しっかり整理すべきではないかというところで、そこを少し修正させていただきました。

以上です。

○内藤総務局長

はい、ありがとうございました。 今の御説明に対して御意見等あればお願いします。

○望月盛土対策課長

再発防止の観点の中で経営状況が悪化と書いてあるんですけども、そこに加えて、悪質な業者への指導のこととか、悪質事業者に対しての許認可をどうするべきかなど、そういうのを入れた方がいいのではないかと思います。

○内藤総務局長

大川井課長いかがでしょうか。元々これは、独自の林地開発規制の検討といったことが書かれていて、要は、そういう悪質業者のようなものへの対応というのは、という観点で、元々なってたと思うので。やはり、私もこういうのを入れた方がいいのかなと思うのですが、いかがですか。経営状況が悪化した、事業者の経営状況が悪化した場合とか、あるいはその悪質な事業者の場合とか。

○大川井森林保全課長 加えてということでしょうか。

○内藤総務局長

加えてですね。はい。

○望月盛土対策課長

今回、熱海市が、本来、木の伐採届を受理して、緊急伐採、で1へクタールまではちょうど管理と監視をしなければいけない立場なのですが、実際にそれを超えて、1へクター

ルを超えてしまったので、県の森林法違反となっている事例が多いので、そこを防止で きるようにしておいた方がいいのではないかと思います。ほとんどその案件が多いんで すよね。

○内藤総務局長

例えば1ヘクタールにまだなってない段階から、県が何か指導するとか。

○大川井森林保全課長

元々、小規模林地開発の対応の要領があったのですが、熱海市の災害以降、改正して、0.9 ヘクタールを超えるとか、そういった時に、市町と県が連携して、その開発に対してしっかり監視していくというようなスキームを作っていて、そういうことは必要だと思って、我々もそういうつもりではいます。

○内藤総務局長

0.9 ですか。

○望月盛土対策課長

今、緊急伐採は伐採届というのは必ず市町村に上がってくるんですか。

○大川井森林保全課長

法律上決められた届出なので、あがってくる。

○望月盛土対策課長

県へ上がってきて、それが県の方に自動的に上がってくるんですか。

○大川井森林保全課長

県の方には自動的にではないですが。元々、森林法って森林をしっかり経営していきましょうという中での話なので、そこが、伐採後、森林でなくなる場合、別の用途に変えますという時、(面積が)0.9 ヘクタールを超えたら、(県と市町で)しっかり連携をとって監視していきましょうというスキームを今作っています。

○大野森林保全課長代理

転用される場合には、小規模林地開発調書を作って、県に出すようになってます。加えて、0.9 ヘクタールを超える場合には、県と市町が連携して、現地調査に行くような形で要領を作り直してあります。

○内藤総務局長

それはいつからですか。

○大野森林保全課長代理

それは前からあったんですけど、改めてその要領を分かりやすく整理し直したものを 去年、整備しました。0.9 ヘクタールを越えて、すぐちょっと広がればもう1ヘクタールを 超えてしまうようなところについては県と市町が連携して監視していくというような体制 がとられてまいります。

○内藤総務局長

なるほど。それはもう再発防止の対策として、ここに書いてもいいような話ですよね。 既にやっているかもしれませんけど。

○望月盛土対策課長

今、転用の話が出たんですけど、転用でなく普通の間伐というんですかね、維持管理 上の案件は上がってこないのでしょうか。

- ○大川井森林保全課長 それは伐採届で出てきます。
- ○望月盛土対策課長 それを市に対して出すのですか。
- ○大川井森林保全課長 そうです。
- ○望月盛土対策課長市から県に上がってくるのですか。
- ○大川井森林保全課長 市から県には、システム上、入れますか。

○大野森林保全課長代理

システム上は入りますね。クラウドが整備されるので、それで見えるようになりますけれども。通常の、いわゆる森林の管理のために間伐だったりとか、そういうような伐採届については、そんなにシビアに見てはないです。確認はしていないのですが、システム上見られるような体制はとってます。

○望月盛土対策課長

今、盛土対策課で衛星を使った監視をやろうということでやっていて、違法盛土というのは初期段階で木を伐採して、特に徐々に盛土されるという事例が多くなっている。 そこでまず伐採があるかどうかというのを確認をしたいのですが、衛星だと当然木が伐 採するというのは、それはもう明らかに分かるんですけど、それが合法的、いわゆる申請が上がってきてるのかどうかというのは、情報がこちらに来ないので分からないんですよ。そうすると1個1個そこの現地に行って確認しなくてはいけない。そして、そこに逆に許可を下ろして合法的なものだという、そこで"はじく"ことは可能ですので、そういう意味では、ある程度情報を共有しておいた方がいいのかな。それと同時に、市町村から上がってくるデータを確実にシステム的に捕捉してそれを提供をもらえるような仕組みがあると、初期段階から潰せるというのがある。

○大野森林保全課長代理

今、森林クラウドを整備してですね、今年度そこのシステム、機能を一応付加するような予定になっています。来年度から正式にですね、市町に上がってきた伐採届は、市町の方でクラウドに入力してもらうというような体制を整えていく方向で今やっていますので。それができれば、県の方で、市がしっかり入力してくれればですけど、市に出てきたものについては、県の方もリアルタイムで見れるような形で、今そういう方向でやっていて、整理していきたいと思っています。

○内藤総務局長

そうすると、そういう届出もしてくれないとか、市がしっかり入れてくれないという場合 はどうなりますか。

○大野森林保全課長代理

市がしっかり入力しないのであれば、市にちゃんと(入力しなさい)と指導するのですが、届出さえ上がってこないのはそれはもう森林法違反になります。それはもう市が伐採届を出しなさいということで指導していく。

○内藤総務局長

システム上は確認できないけど、その盛土対策のその衛星のデータとかと照合することで。

○大野森林保全課長代理

逆に出ていないよねということで、それを今度は市町の方にどうなってるかということ を確認、照会できるようなかたちです。

○内藤総務局長

そういう連携体制というのは取れるのですか。どういう形で具体的に。

○清水総務局参事

盛土対策課さんが現地に行かなくても、切られているけど届出が出てないよという情報を、森林保全課の方にバックしてあげれば、森林保全課が市町の方に確認するという

ようなことができるということなんですよね。

○大川井森林保全課長はい。

○内藤総務局長

どちら側の情報をどちら側に流すのが一番いいのか、まあ、お互いにやればいいのかもしれないですけど。では、そういう体制もしっかりとっていくということですね。はい。

○杉本砂防課長

ちょっと議論からずれてしまうかもしれないですけど、伐採届とかというのが、開発行為もそうですが、0.99 ヘクタールとか 0.98 ヘクタールとか、かなり微妙な線で今までやってきていることが多くて、やはりその面積を確認する手段としては、それやっぱり業者がやることになるんですか。

○大川井森林保全課長

基本的には、行為者にやらせるものですね。

○杉本砂防課長

今回のあれ見ると、業者の方は。業者の方は、って熱海市になるのかどうかも分からないけど、1.2 ヘクタールだったかな、1.2 ヘクタールあるって言っていたけどでも、それは、何かその面積の出し方が何か精度が欠くから、1ヘクタールを超えてないとか言って東部農林が何かそういうような処理をしてるじゃないですか。そういう面積の、確認というか、確定というか、そういう何か問題があったときに対しては、県の方がある程度、確認に乗り出すとか、何かそういうことも必要かなと少し思ったんですけどね。

○大川井森林保全課長

そうですね。必ずしも事業者が出してきたのが、正しいかというところを、我々は指導する立場として確認する必要があると思いますので、そこについてはこれまでもそういった議論があって、自分たちである程度面積を測れる測量機器を整備して、森林区域の中で、盛土の違反があって、測れと言ってもなかなか測らないであるとか、正確なものが出てこないであるとかといった場合には、県の方が測量するような仕組みというか、一応委託料なども今取ったりしているので、そういう対策も今進めています。

○杉本砂防課長

そうですね。さっき 0.9 ヘクタール以上になると市町と一緒になって、やってくってい うのはすごい良いことだなと思って、そのときに本当にそういうことも含めて、改めてそこ のところが、お互い、「あ、確かに 0.9 ヘクタール超えてるね」「もう 0.95 ヘクタールだね」 とか、「もう1ヘクタールを超えそうだね」とか、何かそういうのが現地調査行ったときにぱ っと分かるといいなと、そういうふうに出てくるといいですね。

そういうものは、今GPSとかがある程度精度が高くなってきて、携帯であってもGPS の機能がついてるので、それの何かデータをうまく使ってせっかく立ち会ったときに、そこを一周ぐるっとそこを回ることによって、大体の面積が測れるとかね、そういうことも今ならできるかもしれないので。

○大川井森林保全課長

そうですね。今、森林の方で機器整備してるのは、それこそ今言われたようなGPS付きの測量機器でやってるので、持って歩いて来れば、おおよその面積が出ますので。点でぴったりぴったりとはなかなかいかないかもしれないですけど。

○杉本砂防課長

そうすると、その 0.99 ヘクタールという申請を結構精度良く、精査ができるのかなと 思ったので。ただ、そこがすごい悪質性があるので、そこをしっかりやるというか。

○内藤総務局長

例えば思い切って 0.5 ヘクタールにしてしまうと、なかなか県もまた大変になってしまうというか、無理なんですかね。というのも、0.9 ヘクタールだとまた 0.89 ヘクタールみたいな人がたくさん出てきてしまったりして、イタチごっこのようになってしまいますので、もう思い切って 0.5 ヘクタールぐらいから県と市が一緒にやるんだと。そうすると、もう全部県が足を突っ込まなければいけなくなってしまうと思ったんですけど。

○大川井森林保全課長 それはありますよね。

○内藤総務局長

まあ、0.5 ヘクタールでも 0.6 ヘクタールでも、市の方から例えば変な業者だからってことで相談があれば、しっかり一緒になって考えてあげるとかですね、やっていただければいいかなと思いますけど。

○大川井森林保全課長 ええ。

○内藤総務局長

あとちょっと変更したところでですね、3ポツ目のところは、(平成 23 年というのを見せる。)2012 年ですか。

○大野森林保全課長代理

分かりました。これは 2011 年の間違いでした。失礼しました。打ち間違いです。2011

年3月でした。

○内藤総務局長

ここのところでですね、元々中止命令を発出しなかったのは適切かというのもあったんのですが、それは消えてしまったんですけども。これは何か意図があったんでしょうか。あとの方に に中止命令を、というのが出てくるんすけど、 に対して、まあ はいないんですけど、そこで中止命令を出せたのか出さなかったのかというところの検証はしなくていいですか、ということなんですけど。

○大野森林保全課長代理

それで、事業者の所在が、もっと調べれば確認できたんじゃないかという話と。

○内藤総務局長

それに含まれているということですか。

○大野森林保全課長代理

はい。あと、指導文書が到達しない場合に替わる手段がなかったのか、到達しなくても中止命令の効力が発揮されるような方法はなかったのかというところ。

○内藤総務局長

この中で検証されるということですね。

○大野森林保全課長代理

はい。

○内藤総務局長

はい、分かりました。

○清水総務局参事

ここに限らず他のところも表現を修正しただけで、全ての要素が入るというふうに思えば、初動が適切だったなどというところも入ってくると思えばいいんですね。

○大川井森林保全課長

はい。

○内藤総務局長

いいですかね。それでは、その他何かありますでしょうか。森林法に関して。では、都市計画法、お願いします。

○福田土地対策課長

はい。都市計画法に関しましては、表現を変えた箇所と、今回④区域が対象となっているということで、明らかに⑤区域の関係であるとか、対応が県の対応じゃないという箇所を削ぎ落としました。消えたところがどこなのかがこれだと分からないんですが、今言ったように⑤区域であるとか、熱海市対応であるところが消えています。

上から順に行きますと、表現の変更になるんですが、1ポツ目は、元々是正措置の完了検査等が適切に行われているのかしかなかったものですから、まず是正措置が適切に完了したのか、そして完了検査が適切に行われているのかとし、ここに是正措置は適切に完了されたのかという一文を入れました。

それから2ポツ目なんですが、元々入っていた文章が、業者排除の判断というところ、ここは元々県の対応は問題なかったと思っていたものですから、第三者であれば可能との示唆という文章が最初入っておりまして、これはD58の文書を見てもらうと確かにそういった示唆をしているようなところがあり、そういうところを言うよりも、ここで言うべきことは排除したことは問題ないが、新たな業者が入ってきて、その業者が、実質事業を引き継いでしまったというところが問題だったという認識を持っています。ですので、書きぶりを変えまして、無許可開発事業者は④区域の開発から排除したこと、これは問題ないでしょう。ただ、という業者が入ってきてしまって、おそらくとは直接の繋がりはないのですが、を介しての繋がりはあったというのは、なんとなく分かるので、実質事業を引き継ぐ新たな業者の開発を可としたこと、としました。

- ○内藤総務局長 まあ、同じことなんですね。
- ○福田土地対策課長 そうです。表現を変えただけです。
- ○内藤総務局長

表現が変わったけど、要は、 と同類が来たけど許可してしまったという。本当に と関係ないと思って信じて許可をしたのか、そうじゃないんですよね、きっと。

- ○福田土地対策課長 そうなんですよね。
- ○内藤総務局長そういうところがやっぱり問題だったのかなと。
- ○福田土地対策課長 それと、3ポツ目は同じような変更になるんですが。元々のところが、当該区域の開発

許可申請者、括弧第三者って書いてあるんですが、ここのところも表現を変えまして、新たな業者による開発許可申請の審査等は適正であったのか、というふうに変えました。申請書の審査に関する部分が4ポツ目に出てくるものですから。ここでは、新しい業者が入ってきたということを言うべきなのかなというところで、ここも表現の変更のような感じですね。

4ポツ目に関しては、3月 17 日に土木で受け付けて、3月 31 までの間に土木の中で審査をしているんですが、そこのところが4ポツ目のところというようなようなイメージで書いてます。下の6ポツ目のところ、「谷に積まれていた伐採木について、「埋められる恐れがある」との認識を持っていたが、適切に対応したのか」のところで、D55 しか元々なかったんですけど、D64 という文書があって、土木事務所で、いつ見に行ったのかとか誰が見に行ったのかがはっきりしない文書なんですけど、そこのところで同じような現象が出てきていたので、ですからD55 だけじゃなくてD64 というのも、ここに括弧で入れました。一番最後はこれは清水さんが言っていたのかな。

○内藤総務局長

これはちょっと、私が入れさせてもらったんですけど。2003 年のときですね、よく が言っている土砂崩れが起きたというところなんですけど、そこに大量の倒木が捨てられている写真があるんですけど、これはその木の除去とかですね、そういうことは都市計画法上どうしたらいいか分からないのですが、事業者のその指導とかですね、それは適切に行われていたのかどうなのかというのを、調べたいなと。当時の人に聴き取るしかないと思うのですが。ということで入れさせていただきました。

○福田土地対策課長

ここは聴き取り調査の中での項目になるかと思いますが、実際ちょっと名前が。

○内藤総務局長

あと、何個か消えたのは何ですか。

○福田土地対策課長

消したのはですね、例えば最初に入っていた中では、一番最初は、D81に記載の雨水対策の対応の有無というのがあって、これがあの黒い屋根の家、④でも⑤でもなくいところ、そこが1ポツ目に入っていたのですが、それを消してます。

○内藤総務局長

D81。はい。

○福田土地対策課長

それから、一番下の方のポツですけど、『開発区域(西側市道脇)に置かれた廃棄物に ついて「埋められる恐れがある」と認識を持っていたが、適切に対応したのか。』、これは 結局⑤区域の話ですから、これもまるごと消しています。それから一番下のポツ、『④区域と⑤区域から鳴沢川に通じる排水施設の変更等への対応は適切であったか』というこれは、結局④区域が後からできて、それで⑥区域に放流される排水ですね、それが適切に対応していたのかということですから、④区域ができてからの話となると、熱海市に移管された後の話なるので、熱海市対応ということですから、ここは消しました。

○内藤総務局長

なるほど。

○望月盛土対策課長

ただ、今回の論点から外してしまうと、それを調べていないとなってしまうので、調べるべきところを調べたが、結局、という方向に持っていかないと。

○福田土地対策課長

前回もその話が出てますよね。文言としては残しておくと。

○内藤総務局長

しっかり今回検証というか確認をして、これは市の対応ですねというところをしっかり 確認したということをここに書きたいんですよね。また見ていないみたいなこと言われて しまうものですから。そういう意味だったんですが。

○福田土地対策課長

なるほど。であれば、残しておいてもいいと思います。

○内藤総務局長

どうなんですかね。確かにでも、ここで論点という形じゃなくても、何か、書く方法はあるんですかね。

○清水総務局参事

論点ではないけど、まとめなのか、論点でその論点についての考察を書いているのですが、一番最後に例えば、なおとか「なお書き」のような感じで、これについても確認しましたが、「④区域の開発に伴う下流域の影響についてのものであり、その部分については、都市計画法を審査する権限を有するところが確認するべきもので、当時はもうそこは市に移管されていたため、県の行政対応ではないことから、この委員会の検証からは、除くこととした。」のように、何かそういうふうに書いていくことでできるかなと。

○内藤総務局長

実際、これは、いつの事なんでしたっけ。④区域の拡大に合わせて、排水施設の仕様 を変更する必要があったという時期は。

- ○望月盛土対策課長 平成 18 年ぐらいじゃないかな。
- ○清水総務局参事 C工区を正式にやり始めて。
- ○望月盛土対策課長市に移管したと同時ぐらいです。
- ○福田土地対策課長 市が4月 11 日に許可をして、そこからの話ですよね、④区域が始まったのは。
- ○内藤総務局長 4月 11 日に許可したけど、最初に受付けたのは県だったんですよね。
- ○福田土地対策課長 確かに土木です、そこは。
- ○内藤総務局長

それをね、 が言っていて、だから、「最初は県だから」みたいないい方をしてるんですよ。

○福田土地対策課長

そうなんですよね。本当は、許可申請が出る前に、32条協議といって排水施設なんかの関係の検討って始めるので。

○内藤総務局長 なので、やはりそこの対応がどうだったかと。

○清水総務局参事

そうすると、論点の4ポツ目で、引き継ぎが適切に行われたのかや、その中で申請書 を受けたときの県の対応から市への移譲までという。

- ○福田土地対策課長 そうですね、ここに文言として入れますか。
- ○内藤総務局長

そこに入れるというか、考察の中で、やはりそういうところはちょっと触れるような形で。

○福田土地対策課長 特に排水施設とかは書かないけどということですよね。

○内藤総務局長

いや、書いてもいいと思いますけどね。まさにそこを言っているので。排水施設と。

○福田土地対策課長 じゃあ、あえて書きますか。

○望月盛土対策課長

実際に、流域変更の話は必ず出るんですよね。それをどういう扱いにするかですよね。

○清水総務局参事

新聞記事のものということでいいですかね。2008 年と 2019 年のもの。国交省の資料によると、のような記事があったじゃないですか。それとはまた違う話なんでしょうか。

- ○杉本砂防課長 国交省はあまり関係ないと思うので。
- ○内藤総務局長 国交省の資料で確認できたという。
- ○清水総務局参事 国交省が新しい砂防堰堤を作る時になんか。
- ○内藤総務局長 この記事。
- ○望月盛土対策課長 そうだね。
- ○内藤総務局長 でも、それは、それこそ 2008 年以降の話なので。
- ○清水総務局参事 平成 20 年ですもんね。
- ○内藤総務局長 なので、もう市に移管後の話です。

○清水総務局参事

切土をした(新聞記事の内容)のが何の工事なのかよく分からないのですが。

○内藤総務局長

それは何か分かりますか。それはやはり市の対応ということでいいんですかね。何の 工事なのか。その都市計画法関係だったら市なのかなと思うのですが。

○杉本砂防課長

C工区というか、そっちの工事でやってるんですよね。C工区かE工区。とにかくあそこの、④区域の中で一応そこも手をかけてるみたいな。

○清水総務局参事

そこの切土みたいな。

○杉本砂防課長

はい。

○内藤総務局長

とにかく切られたのは 2008 年以降みたいですね、その記事によると。ただその計画 を最初に受付けたの県だったという場合であったとすると。

○望月盛土対策課長

受付けは県ではないでしょう。

○内藤総務局長

県ではないのですか。それならば、いいと思うんですけどね。

○杉本砂防課長

流域変更の話っていうのは、どちらかというと、流域変更したことによって、鳴沢川の水が逢初川に来てるかというところの議論ですよね。しいていうならば、あそこのL字型の側溝が本当にどうなんだというところくらいかなと自分は思ってるんですけど。地形的には問題ないっていうのは、前々からも言っているんだけど、そこの側溝が容量オーバーだったんじゃないかというところは、ちょっと判明というか、特に誰も検証というか、うちとしてはやってないので。ただ、今回元々は④工区の中のそのD工区の方の水までも、そこに流れ込んでるのではないかというところをさんなどが言い出していて。

○内藤総務局長

違ったんですよね。

○杉本砂防課長

だけど、今回、森林さんの方で、東部農林さんの方で調査してくれて、それが来てないということはもう明確に分かったので、今の本当の状況からすると問題があるのかどうかというところは確認すればできるのかなとは思うんですけどね。元々のその計算結果がどうなってるかというのが、あったんでしたっけ。

○福田土地対策課長

ないですね。最初の開発許可申請の書類があるかと思ったらなくて。

○清水総務局参事

それほどないんですよね。

○福田土地対策課長

無いんですよ。表紙の何枚だけしか。

○杉本砂防課長

あそこのL字型の黒い家の脇を通って、最終的に通っていく側溝の排水計画はないのですか。

○福田土地対策課長

それは杉本さんが言ったような開発許可申請ではなく。

○杉本砂防課長

開発許可申請。

○福田土地対策課長

開発許可申請、⑤区域の。

○杉本砂防課長

⑤区域のではなく。

○福田土地対策課長

④ですか。

○清水総務局参事

C工区のということですね。

○杉本砂防課長

そうです。要するに地形改変の話はそこが大きいかなと思うんですよ。だから、まずは

D工区の水は来てないよということはもう今回明確に分かったということが言えるし、そうなったときにでは、どのぐらい水が今の水路に流れ込んでるのか、それが容量がどうなのかっていうところの確認をすれば、特にそちら側の地形改変に伴う問題というのはある程度クリアになってくるのかなと。

○内藤総務局長

そこの確認はできるんですか。現地を。また大雨が降った時とか。そこら辺のその開発許可申請をどういう審査をしたかっていうのは、やはり検証をする必要があるのかなと。それは、県なのか市なのかというのはあると思うんですけど、最初に出てきたんですよね、県にね。やはりそこがちょっと。それは、さっきの4ポツ目の中で出来るんですかね。

○福田土地対策課長

3月 17 日受付けしてからの3月 31 日までの間、土木事務所でどういう対応をしていたのかというところは、はい。

○内藤総務局長

そこしっかり見てたのか、見てなかったのか。見てたとして、しっかり熱海に引き継いだかというところですけど。書類とかも残ってないみたいですけど。もう書類がないというのはちょっと信じがたいんですけど。

○福田土地対策課長 みんな捨ててしまっているんですよね。

○望月盛土対策課長 ちなみにP盛土も同じですからね。

○内藤総務局長

P盛土。捨ててしまっているんですか。

○望月盛土対策課長

捨ててるというか、情報が何もないというか。あそこは平場になってるじゃないですか。 元々は、傾斜も緩やかな斜面だったんですよ。それをカットして、埋め戻しというか、外 へ押土してるだろうと思われるのですが、それがいつやったのか誰がやったのか分かっ ていない。そして、その後に不法投棄されている。

○内藤総務局長

すいません、その他は。

○片山廃棄物リサイクル課長

いいですか。ちょっと聞き漏らしてしまったのですが、ポツの下から二つ目の廃棄物の関係って、これどこかに書くんでしたっけ。西側、開発区域に置かれた廃棄物について埋められる恐れがあると認識を持っていたが適切に対応したのかというのは。

- ○福田土地対策課長 これは消しですね。
- ○清水総務局参事
 - ⑤区域の関係なんで。
- ○福田土地対策課長
 - ⑤区域に埋められている。
- ○片山廃棄物リサイクル課長
 - ⑤っていらないんでしたっけ。
- ○福田土地対策課長 基本⑤は、提言の中にも出てこないし。
- ○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。次のところで、その1個上か。すみません、下から2ポツ目のところで、「谷(や)」に埋められたって。「谷と思われる」なんですかね。「谷」又は「谷と思われる」。

○清水総務局参事

谷でいいのかどうかってことで、はてな(?)にして。

○片山廃棄物リサイクル課長

谷って言えるのか、あるいは単純に窪地ぐらいのレベルなのかというのが、はてなだと 少し格好悪いかなと思いまして。

- ○清水総務局参事 最終的には取ります。
- ○福田土地対策課長谷状になっている箇所に倒木が集められてるとなっています。
- ○内藤総務局長谷状の箇所に積まれたという感じですか。

- ○片山廃棄物リサイクル課長 この場所は④という認識でいいんですよね。
- ○福田土地対策課長 そうですね。これは④ですね。
- ○片山廃棄物リサイクル課長 ④区域の、と入れたらどうですか。
- ○福田土地対策課長 それはいいんじゃないのかな。
- ○内藤総務局長 ④区域と。
- ○福田土地対策課長 基本④のはずなんで、ここの話は。⑤であれば⑤って書かなきゃいけないけど。
- ○内藤総務局長

開発区域西側私道脇に置かれたっていうのは、明らかに⑤なので。ちょっとこれは廃棄物リサイクル課的にはどうなんだという気はしますけど。

- ○片山廃棄物リサイクル課長 ここ誰が触れるのかな、と。
- ○内藤総務局長 ただまあ、今回は災害には関係なかった。ただ、この
- ○清水総務局参事 都計法のところでは、という、あれですか。
- ○片山廃棄物リサイクル課長 はい。
- ○内藤総務局長 廃棄物処理法のところで、行政対応はどうだったのか、という。
- ○片山廃棄物リサイクル課長 そうなると、あとうちの方で記録持ってるかという話だと、そこはないという話に多分

なってくるので。

○福田土地対策課長 この時に見て、あの健福なんかにいったのか、というのもあるし。

○清水総務局参事

そうすると、情報共有されてなかったみたいな。

○片山廃棄物リサイクル課長

という話になってくるので、あと、あの時に聞く項目なるんですかね。呼んだ時の。当 時の人に聴く時に、これどうだったのと聴くぐらいしかないのかなと。

○福田土地対策課長

入れますか。廃棄物の関係。

○片山廃棄物リサイクル課長

当日聴くっていうのも、ヒアリングで聴くというのもあるのかなと思って。

○内藤総務局長

ここの論点から外れるのであれば別にする必要はないかなと思うんですけどね。

○片山廃棄物リサイクル課長

それとあと、まとめていくところの過程で少し気になったのは、ここのところだけ 2006 年というのと、平成というのと、元号の併記が。

○清水総務局参事

ここは事実関係書いていくときに、最終的には合わせなきゃいけないので。すいません、自分のあれでしかないんですけど、色んな出来事って西暦ではなくて、元号と結びついてるのかなというところがあってですね、西暦で書くといつだかよく分かんないというのが正直なところなんですよ。なので、西暦とこういうような感じで、元号も分かるような形にした方が見やすいかなと思うものですから。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。ありがとうございます。

○内藤総務局長

他によろしいでしょうか。それじゃあ土採取等規制条例をお願いします。あ、ここは直 しがないのか。これはこれでいいんですね。では、これは論点として。

これはでもあれだね。再発防止の観点って再発防止じゃない。

○清水総務局参事

土採取は、見解と対応(「逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会報告書についての県の見解・対応」のこと)である程度もうやるべきだったみたいなことが書いてあったりするので。

○内藤総務局長

それ以上はないですね。では、廃棄物処理法お願いします。

○片山廃棄物リサイクル課長

1ポツ目のですね、実際には2ポツ目なんですけど、1ポツ目のですね、

への対応に当たりにのところですけど、ここは先ほどと同じように前回は「指導?」になってたもんですから、これが対応という言葉で置き換えたらどうかなというところです。それから下から3ポツ目のとこで、 の⑥区域への廃棄物埋立て後っていうことで、ここ、なくてもいいのかな、「め」を入れるかどうかで、当該地域に埋め立てっていう動詞かなと思って「め」を入れたんです。それだけで、埋め立てという動詞かなということで、「め」を入れただけということです。それから一番最後のところですけれども、前回はですね、やっぱり搬入付近に、「付近?」となっていたので、それから「付近に「搬入された」」となっていたので、各法の考察のところで、書いてる言葉、それに合わせたということで、進入路付近に下ろされたっていうことで、そちらの方の表現と統一したということです。

○内藤総務局長

はい。それでは、廃棄物処理法に関して御質問、御意見等ありましたらお願いします。

○杉本砂防課長

木くず混じりの土砂の定義っていうかその辺の話というのは、最後から二つ目のポツ というのかな、そこに該当してくるのですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

木くず混じりの土砂の定義ですか。法的な定義っていないですよね。木くずは廃棄物で、土砂は土砂なんですよね。

○杉本砂防課長

三つの言い方があったじゃないですか。土砂・・・

○清水総務局参事

準ずると・・・

- ○片山廃棄物リサイクル課長 類するもの。そこは。
- ○清水総務局参事 冒頭の整理のところで。

○片山廃棄物リサイクル課長

整理の、制度のところで言葉を入れていくということになるのかなと思うんですけど。 実際の対応といったときには、基本的にはしっかり分別をして土砂は土砂、廃棄物は廃棄物、ということで処理していくってのが原則ですよと。再発防止のところで対応としては、廃棄物混じりの土砂っていうものがあった場合については、盛土対策課、廃棄物リサイクル課でそこは対応していきますと。指導をしていくと。

○望月盛土対策課長

そもそも建設発生土自体にガラが入ってる、木くずが入ってるっていうのも多いので、 それはやっぱりね、行政として指導してもらいたいですよね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこの、いわゆる何ていうんですかね。建設工事、現場のところから、要するにちゃんとやっていくということをこれからやっていかないと。

- ○杉本砂防課長 そうですよね。
- ○片山廃棄物リサイクル課長一番最後のとこでやってもっていうところで。
- ○杉本砂防課長 そうそうそう。
- ○内藤総務局長それはそういう取組ってあるんですかね。

○望月盛土対策課長

リサイクル法っていうのができて、分別が当たり前になってる。最近はそれを残土処分場で受け入れるときに木くずが入っていると一切受付けない。今までは何でも入っててもを受け入れた。それが明確になったと。その甲斐があって、残土費が高騰してる、処分費が、というのがあります。ただ実際に分別すると相当金かかるので、手間暇かかるから、それを本来設計計上、発注者が設計計上してあげるべきところをしていないという

のがある。実際にその費用を捻出をできないから不法投棄される可能性が出てくる。逆に。発注者が適切に処分費を計上してくれないとなると、あとは残土処分費が高騰してるから、その費用が賄えないので、不法に投棄する可能性が出てきてるという実態がありますので、一番効果的なのが発注者っていうか、出るところできっちりと分別をしてもらうというのを徹底してもらうのが、一番近道ですね。

○内藤総務局長

そのためには、やはりそういう設計をするときに、しっかりと処分費も計上してあげると。

○望月盛土対策課長

設計もそうですし、発注者が自ら監督してもらうというのが大原則。恐らく、我々県の職員でも現場行ったときに分別しろとか、そういう指導してることはないと思う。あんまりそこは残土って一時、残土見た瞬間にあとは関係ないというか、モノの精度とか管理はしっかりするんだけど、残土となると、あまり指導もしないからね。そういうのはやはり徹底しないといけないのかなと思う。

○杉本砂防課長

マニフェストはまた違うんだよね。

○望月盛土対策課長

マニフェストはガラとかの関係なの。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね、マニフェストは廃棄物はあるんですけど、残土の方はないんですよね、まだ。まだというか、制度上。

○望月盛土対策課長

それに代わるものとして排出するときと、それを受ける側の帳簿みたいなのを作ろうということで、それは国の方で資源再生利用促進計画という計画書を出させることになっている。500 立方メートル以上は、それを、計画書を発注者に出さなければいけない。

○片山廃棄物リサイクル課長

あと工事現場に大きい看板を立てて、この残土はどこへ持ってくんですよという、そういう表示もしなければいけないという。

○杉本砂防課長

今、残土処理場の方で分別する機械があって、そっちでやる場合もあるみたいですよ ね。

○望月盛土対策課長

それはそういうものも含めて残土を受け入れるという前提なんだけど、単価がべらぼ うです。多分、立米 2 万円ぐらい。

○片山廃棄物リサイクル課長

混ざっててもいいよって持ち込ませて、分別する手間が掛かるんで、そこは持ち込ん だ処理費の中にオン(上乗せ)しますよという、そういうやり方をやってるのではないかと 思うんですね。

○杉本砂防課長

どっちが安いのかっていうと、どっち安いんだろうね。

○望月盛土対策課長

それを分別する機械を借りるっていうのがものすごい高いんですよね。だから本来は取り壊しするときとか、例えば浚渫なんかは、そのまま掘削しちゃうと、当然草木が入っちゃってる。表面だけ取り除いて、剥いで、それ以外のところを除去するとか、そういうことを、こまめに施行するっていうやり方をすればいいんだけど。

○杉本砂防課長

その剥いだのが、問題になってくるじゃないですか。

○望月盛土対策課長

それはもうしょうがないから、高い金額で処理してもらうしかない。

○杉本砂防課長

1種、2種、3種とかあって。

○望月盛土対策課長

3種、4種とか、それくらいじゃないかな。あと木くず混じりとか。

○杉本砂防課長

それものすごい高いんですよね。

○望月盛土対策課長

高い。2万円。通常はね、普通の残土処理って3千円とか4千円。それが最近は1万円 を超えてくる。しかも、木くずとか入ってると2万円。

それってでも、入札をやると、何とか不調にならずに取るんですか、どこか。

○望月盛土対策課長

今問題になってるのは、残土の処理費が日々変化してるんです。そうすると、今日取ったとしても、明日金額が、がんと上がる可能性がある。それを受注したときの単価で設計組むことになっているから、ただ設計変更すると、その分、高い金額で残土処理業者に払わなきゃいけなくなってしまうんですよ。それが払えないよっていって、逆にもう変更しないようになってくるんだよね。変更に応じないようにしてる。受注者が変更をしない。変更してしまうと、そのときの単価で受入れをしなきゃいけなくなってしまうから赤字になってしまう。単価がアップしたときは。最近は変更も応じないとか、明らかに残土の単価が上がってくるとなると、もう札を入れないというのが出てきてるみたい。そもそも、残土の処分費がべらぼうに高くなってるから、今まで例えば1000平方メートルの浚渫をするのに1000万にしてるというものが、もう2000万円、3000万円と倍になってしまっているんですよ。やれるところが極端に少なくなってしまっているという、非常に違う問題が出てきている。

○杉本砂防課長

だから杉尾日向は大変なんですよ。

○望月盛土対策課長

やはり、通常の公共残土処分地みたいなのを確保してないと1立方メートル1万円。民間地入れたら2万円ですよ。

○杉本砂防課長

べらぼうに高くなってしまっている。

○内藤総務局長

元々残土って、昔から建設で発生していて、多少そのゴミが入ったりだってしてたわけですよね、昔から。急にあのゴミが入り出したした訳ではないので。

○望月盛土対策課長

リサイクル法とか、再生利用促進利用法とか、盛土条例とか、いろいろな条例が厳しくなったから。それに敏感に反応してる。

○杉本砂防課長

官はいいかも知れないけど、民だよね。

○望月盛土対策課長

そうなんですよ。大体、発生土の80%が官事業、20%が民といわれているんですけど、民が大体、例えばマンションを造るとか、そういう民間事業っていうのは、残土処理費はあんまりほとんどね、計上してくれないそうですよ。その分、ゼネコンにしわ寄せがいってしまう。残土の単価がべらぼうに高くなってると、それだけでもう赤字になってしまうからね。結構苦情ばっかり。

○杉本砂防課長

入札しなければいいじゃんね。

○望月盛土対策課長

デベロッパーって開発してなんぼというところがあるんでね。

○片山廃棄物リサイクル課長

ある意味当たり前のことをやっていくという話なんですよね。

○望月盛土対策課長

今まではそれができてなかったんですけど、それがつい最近急激に厳しくなったから。 それで当たり前だって。他の都道府県はそれが今までは当たり前にやってたから、そんな影響ないのですが、静岡だけぬるかったと。それが最近厳しくなったから、それが一気に出てきているというのが現実。

○内藤総務局長

やはり静岡県はぬるかったんだ。

○望月盛土対策課長

ぬるいと思う。

○内藤総務局長

廃棄物処理法はその他ありますでしょうか。いいですかね。じゃあ、2の方は、土砂災 害防止法だけ。変わったことは、当時の担当者ヒアリングを実施するというのを加えてい ただいたということですね。

○杉本砂防課長

そうですね、はい。

○内藤総務局長

それでは、次第の1については一応これで一旦終わりにしまして、次第の2にいきたい と思います。当時の担当職員の聴き取り調査についてということでちょっと資料はない のですが、清水さん、方針の方を。

○清水総務局参事

方針といいますか、今日はどの法令について、どの時期、どのタイミングについて聴き取り調査が必要かどうかというところを、ここで協議をして、対象とする法令と、どの時期を聞くかというようなところを決められればと思っています。一応、今日それを決めたことを踏まえて、その対象になった法令について、当時の担当は誰で、どの人に聞くのがいいかというところを法令所管課の方でリストアップしていただいて、場合によってはそのリストアップしていただいた方について、ヒアリングをやるであろう時期の、御都合ぐらいを確認をしていただくような、そんなイメージでどうかなと。そして、来週この会議を設定できれば、その会議の中でピックアップしていただいた方のその予定を踏まえて、実際にいつヒアリングをするかというヒアリングのスケジュールを決めることができればいいかなと思っています。

○内藤総務局長

はい。そうすると、まず例えば砂防法からいくと、砂防法はもう特に聴き取り調査はないということでよろしいですかね。

○杉本砂防課長

一応関係者は終わっているので。

○内藤総務局長

土砂災害の方は、今聴き取り調査をやるということで。調査開始からの経緯は結構長い期間になりますけれど。

○杉本砂防課長

ですから平成16年にやって平成23年かな、指定したという、あの間の話ですので、そこら辺の関係者に対してはヒアリングをしようかなと思ってるんですね。

○内藤総務局長

平成16年から平成23年の熱海土木。

○杉本砂防課長

平成 16 年、もう1年前の平成 15 年ぐらいになるかも知れないですけど、その当時どういう指定方針で熱海土木事務所として考えてたのかというところをまず聞いて、それで平成 16 年にあって、それで次に行かなかったっていうのは、どういう理由で、うちで考えてるような理由が出てくるのかどうか分かりませんが、どういう理由ですぐに指定しなかったのかというところが、その間の人、担当者に一応ヒアリングして分かればいいかなと。

はい。そうすると、例えば平成 22、23 年あたりは関係ないというか、逆に。平成 15、16、17 年とかそのぐらいですかね。

○杉本砂防課長

やるのでしたら、全部やろうかなと。平成 15 年から平成 23 年ぐらいまでというぐら いは思ってますが。

○内藤総務局長

そうですね。過去に引き継いでいることを記憶してる人もいるかもしれないので。

○内藤総務局長

はい、分かりました。また、どういった事項を聞き取るのかとか、誰に聞き取るのかということを、次回の会議でまた皆さんに発表していただくような。そして、加えるところがあれば、皆さんの意見を入れていきたいと思ってます。次は森林法はどうですかね。

○大川井森林保全課長

森林法だと、森林が無許可で開発してるのを見つけた時から、 と連絡が取れなくなるまで、一連あるんですけど。特に、やるのでしたら、全部やった方がいいんですが、特に後半の と連絡が取れなくなってきたころとかというのが、やはり、残ってる文書もだんだん減ってきますし、実際どうだったのかなというところが、主に聞いてみるところだとは思いますので、その辺りをピックアップしながら。

○内藤総務局長

ではその辺りの時期や事項について御検討お願いします。都市計画法は沢山確認したいことがあるんですけど。

○福田土地対策課長

都計法に関してはね、以前に皆さんにもちょっと見てもらって、うちは④区域がそれこ そ無許可開発で、着手されてた時期から、それから最終は熱海市への権限移譲、その 辺まで。そして、本庁職員、それから熱海土木の職員セットで聴き取りすることになるの かなと。

○内藤総務局長

2003 年から 2006 年という感じですかね。

○福田土地対策課長

そうですね。実際は無許可開発が実際一番最初いつから始まったのかよく分かっていません。2002年のうちから始まっていたのではと思ってます。

- ○内藤総務局長 発見したのはいつですか。
- ○福田土地対策課長 2003 年ですけど。
- ○清水総務局参事 チラシか何かが入ってたからだと言ってましたよね。

○福田土地対策課長

そう聞いてましたけど。そうするとその辺遡ってると 2002 年の職員からの聴き取りを することになるかなと。 最後は 2006 年ですかね。

○内藤総務局長 そうですね。そこは重要ですよね。当時の熱海土木の さんにも来てもらいますか。

○福田土地対策課長 今日はいますよ。

○内藤総務局長

そうですか。是非色々聞いてみたいんですけど。はい、また事項など検討をお願いします。 土採取はどうですか。

- ○福田土地対策課長 土採取はないですね。
- ○内藤総務局長 廃棄物はかなり公文書残ってますけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。前回は委員長が言っていたのは、まず大量にあるので、そこからまず推察できるのかなというところで。

○内藤総務局長 まあ、またここはというところがありましたら、やりますので、御検討を。

○片山廃棄物リサイクル課長 そうですね、はい。場合によっては、他の法令のところで、廃棄物があったというところ があるので、そっちの方の確認というとこと、場合によっては突合。

○内藤総務局長

むしろ、2003年とか、あの辺ですよね。

○片山廃棄物リサイクル課長

ええ。そちらの方の文書がね、多分、記録としてないので。場合によったら、そこで他の法令と、そこってどう思ってたのかというところと、通報というか、情報提供をしたのかや、そこのところを場合によってはやる必要があるのかなと。

○清水総務局参事

あとすいません。廃棄物の場合、 さんと にこう。 の時には、その排出事業者が誰かというところを調査していて、 ●●●●情報をもらっているのですが、結局証拠がはっきりないなどという、そこら辺の当時の考え方がどうだったのかというところだったり、あと、 さんが埋め立ててしまった後に、指導とか何回かこう繰り返して、ある程度、結構次のステップに進めるような数ぐらいの指導とかは、やっているかなというふうに思うのですが、その先に進んでいないところの、 当時の考え方や、 さんがどんな人であったかや、 さんがどんな人だったかなどという、そういったところももしヒアリングをやるのでしたら、聞けたらなと。

○片山廃棄物リサイクル課長 それヒアリングやるんだったら。

○清水総務局参事

やるんだったらといいますか、ちょっと自分はその辺りが気になってるところがあって ですね。

○内藤総務局長

主だった人を呼んで聞きますかね。

○清水総務局参事

その辺りが書類だけで分かればいいんですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

書面だけですと、そこのところははっきり書いていないので。ではそのあたりですかね、ヒアリングするというと。

○内藤総務局長

実際書類を見ると色々指導をしてくれているのは分かるのですが、言うことは聞いて

くれないんですけど。今清水さんがいったように は、どういう、例えば大きな声出されたとか、そういう話をちょっと聞きたいなと思っています。ただ県が、何かさぼっていたみたいにですね、言われるのもちょっと心外なので。

○片山廃棄物リサイクル課長

報道だとね、市の百条委員会みたいな、ああいうところだとね、かなり普通の人じゃないとか、大きな声でどうのこうのという話はあるんですけど。

○内藤総務局長

そうですね。そういうことを事実だったら、こういう事実があったっていうことは。

○片山廃棄物リサイクル課長

いわゆる健福に対してどうだったかや、県に対してどうだったかとか。

○内藤総務局長

はい。出していきたいなと思っています。じゃあ聴き取り調査についてはそういった方 針でですね。

○杉本砂防課長

すみません。これ聴き取り事項とかそういうのは、今、話があったんですけど、実際に そのヒアリングするこちら側のメンバーは、どういうメンバーで今考えていますか。

○内藤総務局長

委員会としてヒアリングをするので。

○清水総務局参事

ただ、全員じゃないですよ。全員じゃなくてもいいですよね。

○内藤総務局長

全員じゃなくてもいいですね。なかなかみんな集めるのも大変だと思うので。

○清水総務局参事

圧迫面接みたいに多分なってしまうと思うんですよ。

○福田土地対策課長

そうそう。事情聴取みたいになっちゃうので。

○杉本砂防課長

直接本人に来ていただいてやるのか、あるいは、砂防法のときは、もう当然色んなところにいるので、時間がない中でやったということもあるんだけども、電話をかけて、内容を確認したということもあるし、直接会いに行った人もいるんですけど、どちらでやろうとしてるんですかね。

○内藤総務局長

イメージとしては、これはできるか分からないですが、この場にお呼びして、聴き取りをしたいと。

○杉本砂防課長

そうなってくると、今いったように砂防法の場合は、本人を呼びつけて、呼びつけてといういい方はあれだけど、面談でヒアリングした方もいるし、そうじゃない人もいるので、今回その土砂法も含めてそうなんですが、みんな面談でやるっていうことになってしまうと、ちょっと温度差が違わないかなということ、ちょっと心配なことが出てきたんですけどね。ヒアリングやり方としてね。今まで行政対応の方は一人ずつ面談方式でやったじゃないですか。そういうやり方も今までやってきたっていうこともあるんですけど、どちらでやるのかなと思いまして。そうしたときに、砂防法がちょっとそういう面で、普通のやり方とは違うなと。ましてや自分が本人に確認しただけで、他に第三者じゃないけど、もう一人の方が一緒にヒアリングしたわけではないので。あっちの事情聴取と違うので、なんかあまり相手にプレッシャーかけるというのも、どうかなということもあるので。聴く内容はいいのですが、そのやり方として、どういうやり方がいいかなと。

○内藤総務局長

そうか。検証委員会(第三者委員会である行政対応検証委員会のこと)の時には呼んで。

○清水総務局参事

検証委員会は一人ひとり呼んで、ヒアリングを受ける人同士も顔を合わせないように、 ちょっと時間を調整して。担当者が終わったら次呼び込んだりとかというような感じで。

○内藤総務局長

それは委員の人がやったのですか。

○清水総務局参事

委員というか事務局が。なので、当時のヘッドだったと、あとは、

も確か一緒にやってたんで、メインで聴いてたのは、これにだと思いますけど。

○望月盛土対策課長

非常に細かな話ですけど、例えば現役ならいいのですが、OBだと旅費とか、そういう ものが発生してしまう。

○内藤総務局長

予算措置は何とかしたいと思ってます。それは現役の人に対しても、所属に対して、お 金を配当するとかですね、それは考えたいと思います。

○片山廃棄物リサイクル課長原則はこの委員が聴くんですか。

○内藤総務局長

そうですね。ただ、全員集まる必要はないかなというのがありまして、少なくとも例えば土砂災害防止法のときは、私と、清水さんと杉本参事は必ずいて、あとは、出られない人はしょうがないかなというふうに思っています。出られれば、もちろん出ていただきたいのですが。

○福田土地対策課長

そもそも、その聴き取りの調査の位置付けが一つあると思っています。都市計画法の場合だと、公文書で拾いきれない部分はどうしてもありますので、そこのところを聞き取る訳なんですけど、なにせ、20年前に遡ってますし、既に、何人かに聴き取りをやっているんですけど、やっぱりどうしてもあやふやなんですよね。分かりませんということがあると思うし、それにちょっと自信ないということも。

○内藤総務局長

もちろんあやふやだとは思うのですが、ただその何人も何人も聞いてて、なんていうかな。なんとなくこう、何人かの証言を組み合わせれば、ああ、こういうことだったのかなっていうのは推測はできるのかなと。

○福田土地対策課長

聴き取った項目を、どう位置付けるか、警察の事情聴取では、自分で書かせてサインまでさせてというやり方で完全に公文書扱いになっていくのですが、今回の場合もどういうやり方をするのか、一番最初の時にも私質問しましたが、OBなどもいるので、名前を出すのか出さないのかなど、その辺もあったり。中には、それこそのように、積極的に、聴いていないことまで話してくださるような方もいるし、やっぱりこういうところに呼ばれて喋るとなると言葉を選び、積極的に発言しないというようなタイプの方もいると思っています。

○杉本砂防課長

ちょっと構えてしまうんでしょうね。

○片山廃棄物リサイクル課長

あと法的なものだと、何とか報告をくれとかというふうに、紙で質問項目を書いて、文書で自分の言葉で書かせる、それを証拠ではないですけど、回答として正式に採用するというようなのもあるのかな。

○福田土地対策課長

ぶっちゃけた話の中に、真実が隠されたりするので。

○内藤総務局長

そうすると、例えば名前は出さないよとか。その方がいいのでしょうか。

○清水総務局参事

名前は多分というか、出さないですね。検証委員会でも当然名前は出てないですし。 公文書に載ってる、今回のこの庁内検証委員会の文書等の扱いも含めてどうするかと いうのがまたあるかと思うんですけども、基本的に、当時の担当職員の名前とかは、通 常の公務員の名前は開示になるんですけど、非開示にしてて、それは当時の担当者が 分かると、その人のところに誹謗中傷だとかいってしまったりということで、不当に被害 が及ぶみたいなところがあったりして非開示にしてるんで、そういう意味でいくと、これ も同じ内容だと思うものですから。ヒアリングに応じてくださった方のお名前を外に出す ということは、基本的にはないんじゃないかなというふうに。

○福田土地対策課長

各法令ごとにおそらくその聴き取り調査の位置付けがやはり違うと思うんですよね。

○内藤総務局長

まあ、でも基本は、やはり公文書だけでは確認できないところいうことで、変わらない と思うんですけど。そういえば、名前で思い出したんですけど、我々の名前もね、最初に、 第1回ときに、委員の名前は、それは出るんじゃないのみたいに私言ってしまったんです けど。

○清水総務局参事

議事録載せるときにどうするのという質問で、望月課長から質問されて自分もそれ出しますって答えたんですけど。

○内藤総務局長

前回、検証委員会のときも、例えば望月課長とか出てないですよ。委員って出てるだ

け。議事録上は。

○清水総務局参事

委員 4 人いらっしゃいましたけど、A委員とかB委員とかでもなくて、ただ委員って出してですね。

○内藤総務局長

そういうふうな形であればいいのかなと。

○清水総務局参事

なので、ちょっとその時そこがあやふやなまま、ああいうふうに答えてしまったんですけど、それを思うと、議事録も名前を晒さなくて委員っていうことが分かるような。場合によっては、もしかしたら、ABCDEとかっていう形もあるのかも知れないですけど。

○杉本砂防課長

この前、第1回目のときオープンでやったじゃないですか。映像でみんなの顔バーって撮って。そのときの、これってこれでやったんだよね。名前書いてないですか。

○清水総務局参事

名前は書いてないんですよ。皆さんには一覧は配ってますけど、あの名前入りの。

○望月盛土対策課長

顔を見れば分かる。

○清水総務局参事

1回目はもう、あの、バレバレだとは思いますけど。

○杉本砂防課長

どういうメンバーがやってるなんていうのはもう分かってるよね。ただ、発言が誰かというのは、ABCじゃないけど、ということね。

○内藤総務局長

ABとかにしてしまうと、結局見てて分かってしまうから、単に委員とやりましょう。

○清水総務局参事

まあ、行政対応検証委員会と合わせるような形で。

○内藤総務局長

合わせればいいと思いますね。

○望月盛土対策課長

これ、最終的にプレスリリースするんですよね。

○清水総務局参事

プレスリリースするというか公表します。

○望月盛土対策課長

それは一同会してですか。今回のように委員が並んで、マスコミが入ってみたいな。

○内藤総務局長

報告の時のことですか。

○清水総務局参事

そこのやり方は。結局でも一番最初に出すのが議会になるものですから。議会に出すには、当然、報告書とかも一緒に出すという形になると、委員会に出すとその資料ってのは多分マスコミの手にも渡るものですから、そうすると、何かブリーフィングではないけど、ブリーフィングみたいなものをやるにしても、何か時期が、タイミング的にどうなのかなというところがあって、そこはちょっとおいおい考えなきゃいけないんじゃないかみたいな話を昨日ちょっと局長としてたんですけど。

○杉本砂防課長

でも、この前のね、報告書を出した時もね、終わった後やったんだよね。

○内藤総務局長

じゃあここで一旦休憩します。

(休憩)

○内藤総務局長

それでは協議を再開します。

担当職員の聴き取りの関係については、またですね、事務局の方から様式みたいなものを送らせていただいて、そこに聴き取り事項だとか、聴き取る人の、この人選といいますかね、それをまたお願いしますので、またバックをしていただくようにお願いします。

それでは次第の3ですけども、次回の会議についてなんですが、19 日は予定してるんですけど、来週は予定してなかったのですが、やはり聴き取り調査の関係とかやりたいなということで、1日ちょっと皆さんの日程がいいところでちょっと今から調整したいんですけども。さっき 13 日だともう駄目なんですよね。例えば 12 日はどうでしょうか。

○大川井森林保全課長

12日、13日が審議会。

- ○福田土地対策課長 丸1日なんですか。
- ○大川井森林保全課長 そう。1日は現場で、もう1日は会議室で。
- ○内藤総務局長 逆に大丈夫な日というのは?それ以外なら大丈夫とかですか。
- ○片山廃棄物リサイクル課長 来週とは、11 日から言っていく感じなんですか。みんなで。
- ○内藤総務局長 そうですね。
- ○杉本砂防課長 11日は諸子沢の委員会があるもんだから、午前中は。
- ○内藤総務局長 そうすると、14 日、15 日ぐらいしかない。14 日の午前。
- ○大川井森林保全課長 14 日は空いています。15 日も午前中ならば空いています。
- ○杉本砂防課長 14 日は午前中なら空いています。15 日は空いています。
- ○福田土地対策課長 14 日は大丈夫です。15 日も空いています。
- ○望月盛土対策課長 14 日は午前 10 時まで駄目です。
- ○内藤総務局長 10 時 15 分からとかなら大丈夫ですか。でもあんまり時間ないな。
- ○望月盛土対策課長大丈夫です。

- ○内藤総務局長 午後は皆さん駄目なんですね、14 日は。
- ○杉本砂防課長 14 日はちょっと駄目です。
- ○大川井森林保全課長 14 日は丸1日大丈夫です。
- ○福田土地対策課長 14 日は私も大丈夫です。
- ○杉本砂防課長 13 日午後は入っていますね。
- ○内藤総務局長 12 日、13 日は大川井さんは丸々駄目ですよね。11 日も皆さん丸々駄目だと。
- ○福田土地対策課長 11日は私は空いています。
- ○片山廃棄物リサイクル課長 11 日は僕も空いています。
- ○内藤総務局長 11 日といってもあまりが日がないな。
- ○杉本砂防課長

11 日はだから、午前中は諸子沢の関係で駄目で、午後はちょっと沼津市要望があって。

- ○内藤総務局長 14 日の午前中とかしかないような感じですけど。
- ○杉本砂防課長 15 日はどう。

- ○片山廃棄物リサイクル課長 15 日は空いています。
- ○福田土地対策課長 15 日は大丈夫です。
- ○大川井森林保全課長 15 日は午前中なら大丈夫です。
- ○内藤総務局長 望月さんは大丈夫ですか。
- ○望月盛土対策課長 14 日ですか。
- ○内藤総務局長 15 日。
- ○望月盛土対策課長 15 日は大丈夫です。
- ○内藤総務局長 午前、午後ともに大丈夫ですか。
- ○望月盛土対策課長大丈夫です。
- ○内藤総務局長 じゃあ15日は皆さん良さそうですか。午前、午後とも。
- ○大川井森林保全課長 午後は変えてもらえますか。ちょっと長時間労働の面談があって。
- ○片山廃棄物リサイクル課長 俺も4時半から入っているよ。それ。
- ○望月盛土対策課長 あれはあっという間に終わるんじゃないでしたっけ。

- ○片山廃棄物リサイクル課長 そうそう。15 分で終わる。きっちり終わるけど。
- ○内藤総務局長そこは休憩時間にすればどうですか。
- ○片山廃棄物リサイクル課長 だけど、俺は4時半から入ってる。4時半から4時45分。

まあ休憩を入れていけばいいんじゃないですか。15 日はですね、僕らまさにこの関係で のところに入ったりする予定もあったので。何時だったかな。じゃあ、14 日の午後っていうのは駄目な人は。駄目、駄目なんですね。じゃあ、やっぱ 14 日の 10 時以降。

- ○杉本砂防課長代 変わってもらえればいいかな。監査。WEB ですよね。
- ○松村砂防課傾斜地保全班長 WEBでしたっけ。ちょっと確認します。
- ○内藤総務局長 14 日の午後なら大丈夫そうですか。杉本さんは駄目だけど。
- ○杉本砂防課長多分 WEB だと思うな。14 日の 13 時から。
- ○内藤総務局長 13 時から何時ぐらいまでですか。
- ○杉本砂防課長 1時間ぐらいで終わるかな。
- ○内藤総務局長 1時間ぐらい。じゃあ例えば2時半からとかだったらいける?それは大丈夫ですか。
- ○杉本砂防課長 それは大丈夫です。

じゃあ今ですね、14日の10時から12時。それと14日の14時半から17時とか。15日はもう1日大丈夫っていうことでいいですかね。今のところですね、我々の方の日程も、ちょっと勘案して。

○杉本砂防課長

もしあれだったら、14 日いいですよ。何とかします。午後OK。

○内藤総務局長

本当ですか。分かりました。じゃあ、14 日午後いっぱい大丈夫かも知れないと。ということでですね、今、そういうことだったものですから、14 日の 10 時以降の5時までと、15 日の1日を一旦ですね、皆さん、キープしていただいて、また調整をして連絡をさせていただきます。次回の会議については以上です。

すいません、また調整をさせていただきます。

それでは、その他何か御質問等ございましたらお願いします。

○杉本砂防課長

すいません。今日やった論点とかあると思うんですけど、この論点について、取り扱い は最終的にこれどうなっているんですかね。

○内藤総務局長

まさにこの論点を考察していくというか、どうだったかっていうのを。過去の公文書とかですね、もう1回しっかり当たっていただいて、しっかり対応できていたのかできなかったのかとか。

○杉本砂防課長

この点で考察してくということですね。

○内藤総務局長

そうです。それが分からなければ、ヒアリングしなければいけないということなんですよね。

○福田土地対策課長

ヒアリングはするんですよね。次回までの間にヒアリングで何を聴くとか。誰に聴くとか。

その考察をやるに当たって、これ聴かなきゃ分からないなと。公文書に書いてない、公文書がないということであれば、そこを聴くということですね。

その他ありますでしょうか。大丈夫ですかね。

それでは本日の第8回会議をこれで閉会します。ありがとうございました。